3　入札書及び提案書類の提出場所等
⑴　入札書及び提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに参加資格等問い合わせ先　〒106―8401 東京都港区六本木６―11―１　日本中央競馬会　本部　お客様事業部事業総務課　ＴＥＬ03―3591―5251
⑵　入札説明会の日時及び場所　平成29年１月12日10時00分　日本中央競馬会　本部　９階901打合せ室
⑶　入札説明書の交付方法　入札説明会の際、直接交付する。
⑷　入札、開札及び提案書類提出の日時及び場所　平成29年２月23日10時00分　日本中央競馬会　本部　９階第４会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した入札参加資格を持たない者の行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　入札説明書による。なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Kazuyuki Sakata, Section Manager of Customer Service Contract Section of Customer Service Department, Japan Racing Association.
⑵　Classification of the services to be procured : 73.
⑶　Nature and Quantity of the services to be required : Internet media publicity.
⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A.
⑸　Time limit of tender : By 10 : 00 A.M. 23 February 2017.
⑹　Contact point for the notice : Customer Service Contract Section of Customer Service Department of Japan Racing Association, 6―11―1 Roppongi Minato-ku, Tokyo 106―8401 Japan tel 03―3591―5251

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年12月26日
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房文教施設企画部長
山下　治
◎調達機関番号　016　◎所在地番号　13
○第２号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　ナショナルトレーニングセンター拡充棟（仮称）新営電気設備工事
⑶　工事場所　東京都北区西が丘３丁目1442番21及び1442番22
⑷　工事概要　屋内トレーニング施設の新営電気設備工事（Ｓ６－１、約29,400㎡）の施工を行うものである。
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成31年５月31日まで
⑹　使用する主な資機材　電灯設備一式、動力設備一式、雷保護設備一式、受変電設備一式、発電設備一式、構内情報通信網設備一式、構内交換設備一式、情報表示設備一式、映像・音響設備一式、拡声設備一式、誘導支援設備一式、テレビ共同受信設備一式、監視カメラ設備一式、防犯・入退室管理設備一式、火災報知設備一式、構内配電線路一式、構内通信線路一式、外灯設備一式、駐車場管制設備一式
なお、本工事に関連する建築工事及び機械設備工事は別途発注。
⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、支出負担行為担当官から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　文部科学省において電気工事の一般競争参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,100点（共同企業体の場合の構成員のうち、代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の①及び②（共同企業体の代表者以外の構成員については①）に掲げる基準を満たす建築物（同一の建築物でなくてもよい。）の新築、増築又は改築に係る電気設備工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
Ⅰ　単体又は共同企業体の代表者
①　屋内の体育施設又はスポーツ施設で、その用途に供する部分の１棟の床面積の合計（増築の場合は、単体の当該増築部分の床面積の合計に限る。）が7,000㎡以上であること。
②　アリーナ（体育又はスポーツの競技若しくは練習の用途に供する屋内の無柱空間をいう。）の有効高さが６ｍ以上であること。
Ⅱ　共同企業体の代表者以外の構成員
①　屋内の体育施設又はスポーツ施設で、その用途に供する部分の１棟の床面積の合計（増築の場合は、単体の当該増築部分の床面積の合計に限る。）が3,500㎡以上であること。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が、上記Ⅰの施工実績を有し、その他の構成員は、上記Ⅱの施工実績を有すること。また事業協同組合にあっては、事業協同組合としての上記Ⅰの施工実績を有すること。
⑸　工事全般の施工計画に対する技術的所見が適切であること。
⑹　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の電気工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。